
府中市次世代育成支援行動計画
検討協議会中間のまとめ

平成 16 年 7 月 27 日

府中市次世代育成支援行動計画検討協議会

目 次

はじめに	1
Ⅰ . 府中市次世代育成支援行動計画とは？	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置付け	2
3. 計画の期間	2
Ⅱ . 中間のまとめの作成に当たって	3
1. 中間のまとめの性格	3
2. 検討協議会における議論の焦点化	4
3. 府中市の関連計画及び計画期間	4
4. 中間のまとめの構成	5
第 1 部 重点課題と取組の方向性	6
Ⅰ . 府中市における子どもを取り巻く状況	6
1. 府中市における少子化の状況	6
2. 家族規模の縮小と核家族化の進展	7
3. 女性就業の状況	8
Ⅱ . 6つの重点課題	9
1. 保育ニーズへの対応	9
参考: サービス等のニーズ推計結果と目標事業量の一覧(市作成資料)	23
2. 0～2歳児の母親の孤立化を防ぐための親子交流の活性化	25
市民意向調査の自由回答の記述(抜粋・要約): 子育ての孤立や親子の交流、仲間づくり	33
3. 小学生以上の子どもの居場所づくり	34
市民意向調査の自由回答の記述(抜粋・要約): 小学生以上の子どもの居場所	39
4. 子育てに関する情報提供の仕組みづくり	40
市民意向調査の自由回答の記述(抜粋・要約): 情報提供・相談	46
5. 子育て支援と母子保健の連携の強化	47
6. ボランティアや民間組織との協働の仕組みづくり	49
Ⅲ . 6つの課題についての取組の方向性(全体イメージ)	52

第2部 行動計画に盛り込まれるべき施策・事業	53
Ⅰ . 国の行動計画策定指針により市町村行動計画に求められる施策・事業	53
Ⅱ . 府中市の次世代育成支援に関する既存計画の状況と検討協議会での検討	54
1. 地域子育て支援	56
2. 育児不安・虐待	62
3. ひとり親家庭への支援	66
4. 保育サービス・幼児教育	69
5. 男女共同参画・働き方	76
6. 母子保健・医療	79
7. 障害児への支援	84
8. 教育	89
9. 健全育成	99
10. 住宅・都市環境	106
11. 安全・防犯	112
資料	114
Ⅰ . 府中市次世代育成支援行動計画検討協議会名簿	114
Ⅱ . 府中市次世代育成支援行動計画検討協議会開催記録	114
Ⅲ . 市民意向調査の実施概要	115
Ⅳ . 推計人口	116

はじめに

1. 府中市次世代育成支援行動計画とは？

1. 計画策定の趣旨

子育てと家庭を取り巻く環境変化 育児負担・育児不安・子育て環境の悪化

我が国では、少子化(出生率の低下により、子どもの数が減少すること)が急速に進行してきました。平成 15 年の合計特殊出生率(1 人の女性が、平均的に、一生で産む子どもの数をいう。その数字が 2 以上でないと、やがてその国の総人口が減少する。)は、全国で 1.29 と過去最低を記録しており、少子化の流れがとどまる兆しはみられていません。

少子化が進む背景には、家庭や地域の状況変化があります。都市化の進行に伴い核家族世帯が増加したこと、就業する女性が増加したことや生活様式の多様化が進んだこと、地域社会における住民同士のつながりが希薄になってきたことなどです。

このような中、子育てや子どもの育成をめくって様々な問題が指摘されています。例えば、子どもの養育を子育て家庭が専ら担い、また、家庭内では男性の育児意識や育児へのかかわりが不十分であるため、主たる養育者である母親が子育てを負担に感じ、育児不安に陥っていること、大家族内での子育てや地域における子育てが難しくなったため、多様な世代とのかかわりの中で、子どもが育つことができず、様々な学びの機会を持たずにいることなどです。

次世代育成支援対策推進法の成立 関係者の責務規定・「行動計画」の策定義務

以上のような状況を踏まえ、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」が成立しました。次世代育成支援対策推進法では、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境整備のために、国・地方公共団体、事業者(企業など)、国民それぞれが取り組んでいくことが関係者の責務として規定されています。また、同法の規定により、都道府県及び市町村のすべてが、地域における子どもの育成環境整備のための取組(=次世代育成支援対策)の実施計画を「行動計画」として策定し、平成 17 年度から 10 年間の集中的・計画的な取組を進めることが義務付けられました。

府中市の「次世代育成支援行動計画」の策定

以上のような流れを踏まえ、府中市としても市民全体による「次世代の育成」や「次代の地域づくり」という観点から、子どもと子育て家庭への支援のあり方について新たな方策を立てるため、「府中市次世代育成支援行動計画」を策定することになりました。

2. 計画の位置付け

次世代育成支援対策の方向性や目標を定めるもの

「府中市次世代育成支援行動計画」は、府中市の子ども達が次代の社会の担い手として健やかに生まれ、育つことができる環境整備のために、平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 か年にわたって行うべき取組の方向性や目標を定めるものです。

法律上の位置付け

この計画は、次世代育成支援対策推進法第 8 条の規定等に基づき、国が定める行動計画策定指針に則して策定される「市町村行動計画」として位置付けられるものです。

3. 計画の期間

行動計画は、次世代育成支援対策推進法により、平成 17 年度を初年度として 5 年を 1 期とし、その後の 5 年を 2 期とする 10 年間の計画とすることが義務付けられています。

この計画の期間は、平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間であり、1 期目の計画に当たります。平成 21 年度中にこの計画を評価して見直し、さらに 2 期目の平成 22 年度からの計画を策定する予定です。

II. 中間のまとめの作成に当たって

1. 中間のまとめの性格

府中市では、平成 17 年 3 月を目途に、「府中市次世代育成支援行動計画」を策定するため検討作業を進めています。

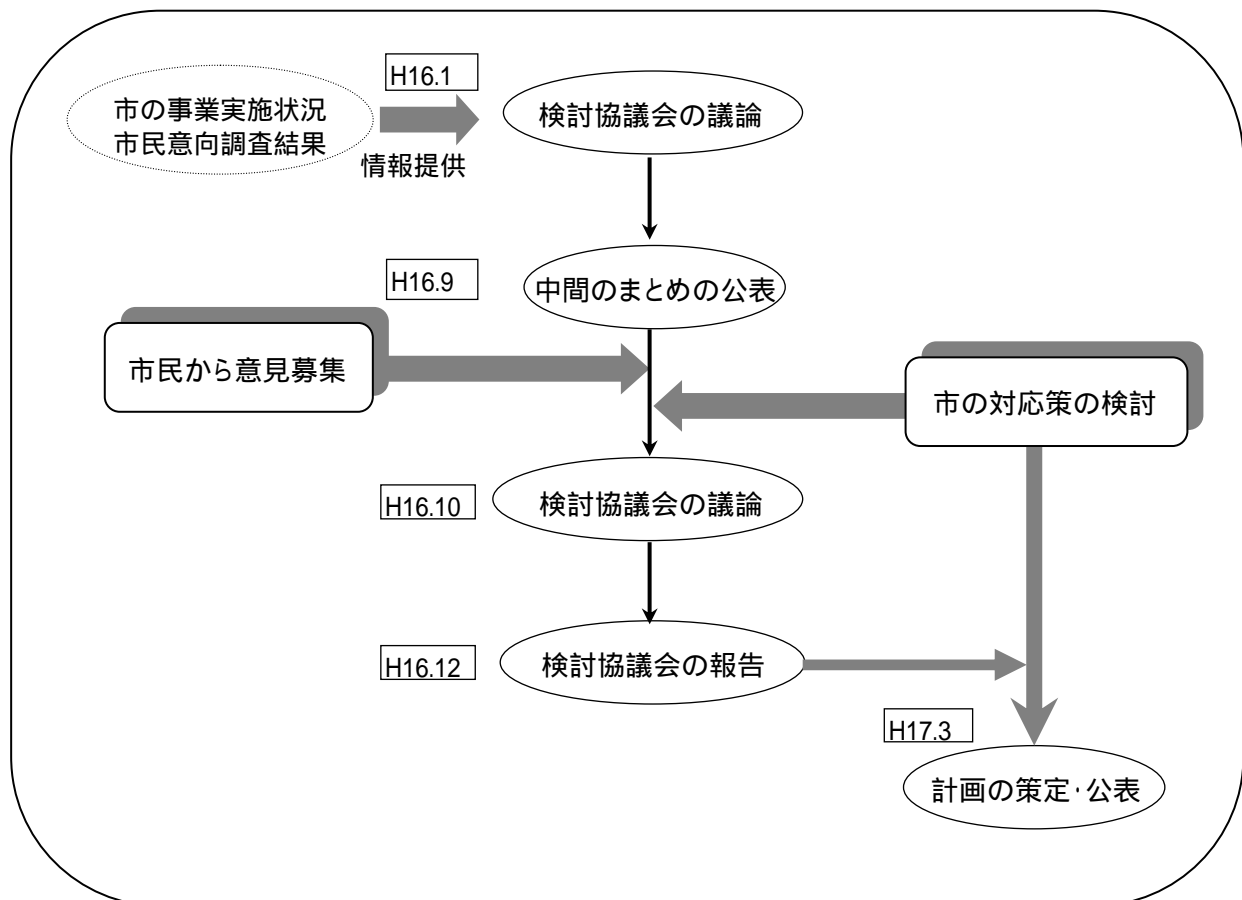
検討に当たり、市民の意見を計画に反映させるため、「府中市次世代育成支援行動計画検討協議会(以下「検討協議会」という。)」が設置されました。

また、平成 16 年 1 月に、就学前児童の保護者 3,000 人、小学生の保護者 2,000 人を対象とした「府中市子育て支援に関する市民意向調査(以下「市民意向調査」という。)」が実施されました。

この中間のまとめは、府中市次世代育成支援行動計画をどのような視点・方向性で策定していくべきかということについて、市民意向調査の結果を踏まえて、検討協議会が平成 15 年 12 月から 10 回にわたって議論した成果をまとめたものです。

中間のまとめの中心は、「第 1 部 重点課題と取り組みの方向性」にあります。ここに掲げる事柄を府中市次世代育成支援行動計画にどのように盛り込んでいくかについては、この中間のまとめに対する市民の皆さんの意見をいただいてから市として検討していくことになります。

府中市次世代育成支援計画の策定過程



2. 検討協議会における議論の焦点化

国が示す「行動計画策定指針」によると、次世代育成支援行動計画として求められる内容は、児童福祉、母子保健、教育、仕事と子育ての両立、都市・住宅環境、防犯・交通安全など多岐に及びます。

検討協議会は、市民意向調査の結果を踏まえ、既存計画で掲げられている方向性について一通りの検討を行ったうえで、さらなる取組が必要と考えられる次の6つの重点課題に焦点を絞って検討しました。

1. 保育ニーズへの対応
2. 0～2歳児の母親の孤立化を防ぐための親子交流の活性化
3. 小学生以上の子どもの居場所づくり
4. 子育てに関する情報提供の仕組みづくり
5. 子育て支援と母子保健の連携の強化
6. ボランティアや民間組織との協働の仕組みづくり

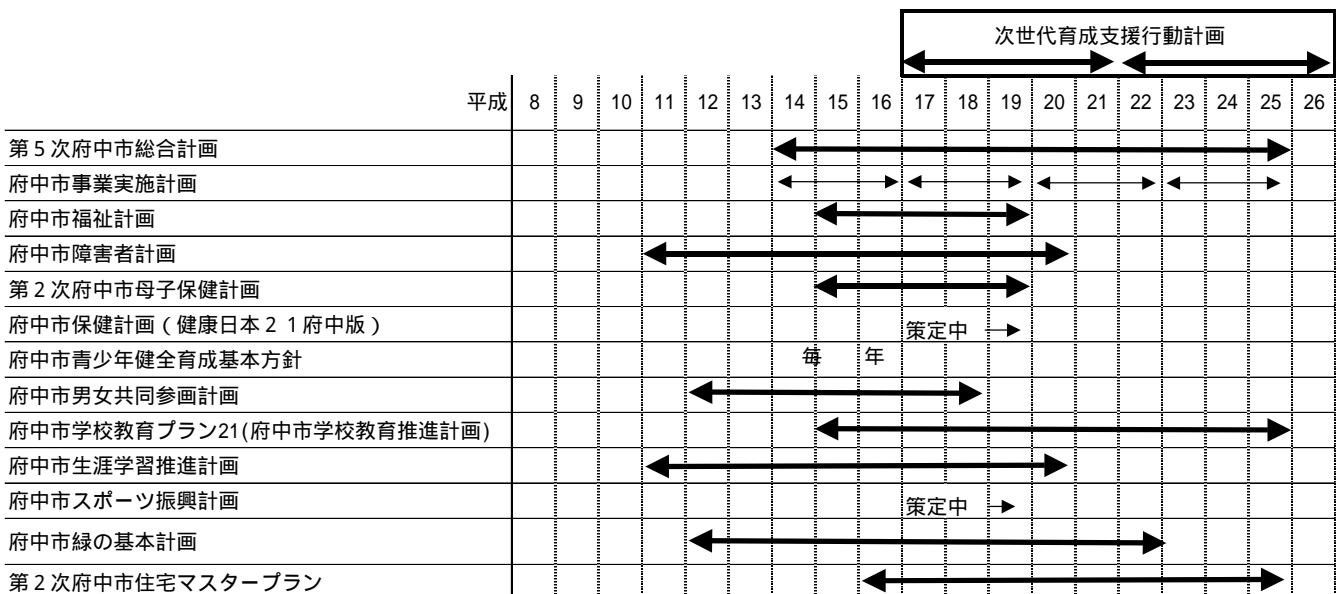
3. 府中市の関連計画及び計画期間

なお府中市では、児童福祉分野にかかわる施策・事業については、高齢者福祉や障害者福祉と一体の計画として平成15年度を初年度とする「府中市福祉計画」の中で当面の方向性を定めています。

また、母子保健分野については、「第2次府中市母子保健計画」が策定されています。

さらに、教育分野については、平成15年に「府中市学校教育プラン21」を策定するなど、その他の個別分野についても近年に相次いで計画を策定しています。

府中市の関連計画の期間



4. 中間のまとめの構成

中間のまとめの構成は次のようになっています。

6つの重点課題については

⇒ 「第1部 重点課題と取組の方向性」の「6つの重点課題」において整理

市民意向調査の結果などを踏まえて絞り込んだ6つの重点課題について、今後の取組の方向性を掲載しています。

次世代育成支援行動計画に盛り込まれるべき施策・事業全般については

⇒ 「第2部 行動計画に盛り込まれるべき施策・事業」において整理

次世代育成支援行動計画に盛り込まれるべき施策・事業全般(上記6つの重点課題に関連する施策・事業を含む。)について、既存計画に掲載されている方向性や事業実績、課題等を整理したものです。
この資料を用いて、検討協議会において施策・事業全般についての一通りの検討を行いました。